

日本の安全保障貿易管理・経済安全保障政策の動向 (2024年12月～2025年12月)

CISTEC 事務局

※本稿は、2025年12月24日時点のものである。

2024年12月からの1年間に我が国の安全保障貿易管理政策や経済安全保障政策に様々な動きがあった。2024年4月に答申された産業構造審議会中間報告¹の提言を踏まえた一般国向けの通常兵器に関するキャッチオール規制の導入（通常兵器版外国ユーザーリストの導入）等や技術管理強化のための官民対話スキームの導入、同志国連携による輸出管理品目の見直し、セキュリティ・クリアランス制度の施行、対内直接投資管理制度の見直し、経済安全保障推進法に基づく特定重要物資の見直しやGOCO（国有施設民間操業）スキームを見据えた改正、能動的サイバー防御の導入など多くの方々に関係するものである。

また、現在、対内直接投資管理制度の見直しが審議会で議論されていることや、今後、防衛装備移転三原則における5類型の見直し、外為法改正による対日外国投資委員会（日本版CFIUS）の創設などの報道もあり、ここに1年間の動向を簡単に紹介しておきたい。

1. 技術管理強化のための官民対話スキームの構築

2024年4月に答申された産業構造審議会中間報告の提言において、様々な分野の企業がビジネス活動を進める中で役務提供としての技術移転、買収、人材の流出等の技術流出リスクに直面しており、取引時点では民生利用目的であったとしても、時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初は想定できないような軍事転用に繋がる懸念があるとし、（貨物は軍事転用懸念が判明した場合に輸出管理を強化する対応が可能である一方）技術は一度移転すれば、管理の難易度が高く、時間的経過を見据えた新たな管理強化の措置が必要であるとされた。

措置方法については、産業界の負担等を考慮し、厳にリスクの高い取引を特定し、技術の種類と取引の行為類型の両面から絞り込むことが有効であるとされ、

①技術の種類について、我が国が世界の中で不可欠性や優位性を持つ技術で、他国が自力で開発することが

¹ 産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会中間報告（経済産業省サイト 2024年4月24日）<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240424004/20240424004-1.pdf>

困難又は開発に時間を要するような技術で他国がその獲得に関心を持ち、積極的に技術獲得を志向し、自国の技術基盤の強化を図る可能性があるもの

②行為類型について、(産業界の日常的なビジネス活動を阻害しないよう配慮し) 現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス供与など他国での製造や製品開発を可能とするような行為(直接的な技術指導を伴わないライセンス供与などは除外)

として、時間的経過に伴う軍事転用懸念の用途・需要者確認の困難さも踏まえ、取引先の企業や地域に関する懸念情報、他企業の取り組み、各国の政策動向など、政府からの情報提供の下、官民が連携して技術管理対策を検討する官民対話を重視したスキームとして、(イ) 企業から当局に対する事前の通知・報告を求め、(ロ) 当局から企業へ懸念情報共有や助言等を含む対話やコンサルテーション、(ハ) 技術流出懸念が払拭されない場合インフォームにより許可申請を求める、といった段階的な対応を図るべきとされた。

(イ) について、ビジネスへの影響を最小化するため、プロセスに要する時間を政府があらかじめ示すことが必要、企業側も取引の検討段階から早期の相談を開始する努力を進める。仮に事前の報告を行わない場合、悪質なケースを除き、輸出者等遵守基準に基づき、丁寧な指導プロセスによる対応を図るべき。

(ロ) について、当局からの情報提供を前提として、官民双方が議論を尽くし、納得感のある対応を目指すべき。

(ハ) について、インフォームの活用は、真に必要な場合に限るべきで、可能な限り、官民対話を通じた信頼関係の下での解決を目指すことが望ましい。

とした上で、企業がビジネスを阻害されることは避け、当局は本措置の運用に当たり十分な配慮を行い、企業が実際に不当な事態に直面するような場合、適切に対応することが求められるとされた。

その後、2024年9月にパブリックコメントが実施²され、10月30日に関連法令が公布³された(貿易外省令のインフォーム要件は即日施行、その他は同年12月30日から適用)。

外為法第55条の8に基づき新たに制定された告示において対象となる技術⁴及び行為類型⁵が規定され、これらに該当する場合、かかる取引の契約が行われる前に報告が義務付けられ、官民対話を通じて懸念が払拭されない場合には許可申請を求めるインフォームが行われる場合(官民対話における検討状況を踏まえ、報告から原則30日以内に判断される)もある。

² CISTEC 解説 (2024.9.6) <https://www.cistec.or.jp/service/sankoushin2024/20240906.pdf>

○意見公募概要資料 (e-Gov パブリックコメントサイト 2024年9月6日)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000279429>

○結果公示 (e-Gov パブリックコメントサイト 2024年10月30日)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000281940>

³ 貿易外省令の改正に加えて、外為法第55条の8に基づく報告に関する告示が制定され、当該告示において、報告対象となる行為類型(同告示第一号)、対象技術(同告示第二号)を規定。

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/shourei/20241030_kokuji.pdf

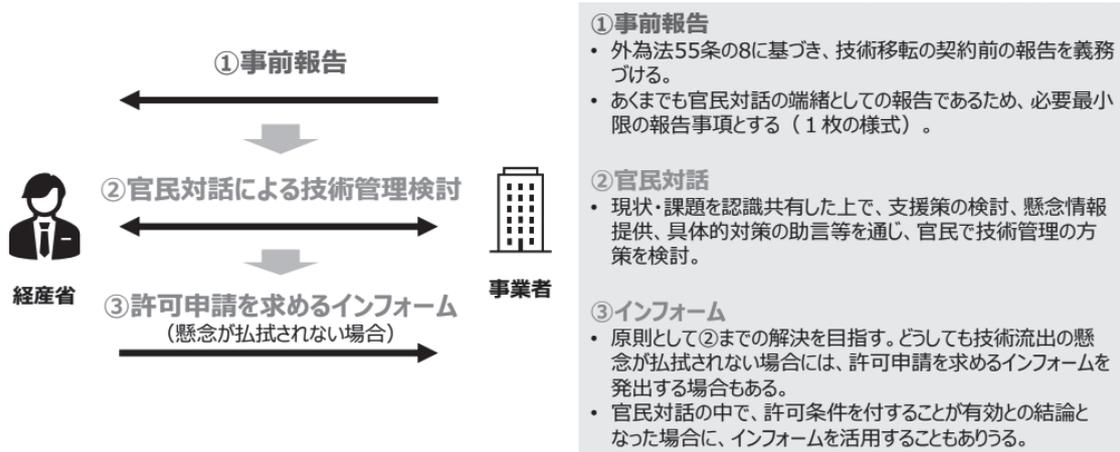
⁴ 積層セラミックコンデンサ、弾性表面波フィルタ、バルク弾性波フィルタ、電解銅箔、誘電体フィルム、チタン酸バリウム粉体、炭素繊維のプリカーサー、非鉄金属のターゲット材の製造技術など15技術。その後、本年6月9日にスポンジチタン、蓄電池、リチウムイオン電池のセパレータの製造技術などが追加され、2026年1月14日にディスプレイ、内視鏡の製造技術などが追加される予定。それぞれの詳細は告示を参照下さい。

⁵ 外国法人への出資、製造委託その他の事業活動。

※特例の対象取引や専ら検査、試験又は品質保証を可能とする技術提供取引その他これに類する取引は除外。

外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の**時間的経過**とともに主体や用途が変化し、**当初想定できないような軍事転用**に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく**事前報告制度**を設け、これを端緒として**官民が確実に対話**する。
- **技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的**。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求める**インフォーム**を发出する場合もあるが、**原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決**を目指す。



出典：技術管理強化のための官民対話スキーム（令和7年4月）（経済産業省サイト）https://www.meti.go.jp/policy/anpo/250409_kanmintaiwa-gaiyo.pdf

2. 一般国向けの通常兵器キャッチオール規制の導入（通常兵器版外国ユーザーリスト導入）等

2024年4月に答申された産業構造審議会中間報告の提言において、東西冷戦後構築してきた不拡散型輸出管理は大きな転換期を迎えており、**非リスト規制品目についても新たなアプローチを検討**し、実効的な安全保障貿易管理を実現する必要があるとの認識の下、現状の課題として、次の3点が挙げられていた。

一点目は、近時、**欧米等の同盟国・同志国は最終用途・最終需要者に着目**し、通常兵器に関する**補完的輸出規制を強化**しており、一般国（国連武器禁輸国以外の国・地域）を仕向地とする輸出について、（我が国とは異なり）**輸出者が通常兵器の開発等に用いられることを知った場合も規制要件とされており、同盟国・同志国との国際協調**に取り組むべき。

二点目は、補完的輸出規制の運用に際し、輸出者による個別の取引審査に関し経済産業省に積極的に事前相談を行う輸出者が存在する一方で、**その結果としてインフォームを通じて輸出者に許可申請を求めることがあり得るため、国内競合他社の中には事前相談しない者も存在し、同業者間の公平性が欠けている**。

三点目は、昨今の懸念国等による調達活動の複雑化、巧妙化に伴い、懸念国等が第三国経由で西側諸国の汎用品を調達するなど（ロシアが武器の部品として日本を含む西側企業の製品を使用（脚注6）等）、**我が国の補完的輸出規制の適用除外としているグループA国を経由した迂回調達の課題への対策が必要**。

以上の課題等を踏まえ、①一般国向けの客観要件（用途要件・需要者要件）の創設、②国連武器禁輸国向け

の貨物の輸出等について「需要者要件」を創設、③グループ A 国向けの輸出等のインフォーム要件の導入⁶について、本年1月31日にパブリックコメントが実施⁷され、4月9日に関連法令が公布⁸された(同年10月9日から施行)。

また、本年9月29日に通常兵器版の外国ユーザーリスト⁹として、従来の大量破壊兵器等の外国ユーザーリストに新たに「通常兵器」の区分が追加されている。

通常兵器キャッチオール規制に係る制度改正

- 一般国向けは、特定品目(輸出令16の項(1))について用途要件及び需要者要件を追加。
 - 武器禁輸国向けは、全品目(輸出令16の項(1)(2))について需要者要件を追加。
- ※武器禁輸国向けは、「用途要件」は、従前より「全品目」適用されていたため、「需要者要件」(全品目)が追加。

「○」適用あり(従前) 「●」適用あり(追加) 「-」適用なし。「黄色網掛け」が追加となるキャッチオールの規制要件。

対象地域		①グループ A 国		②武器禁輸国		③一般国 (①②以外)	
対象品目		16項(1): 特定品目	16項(2): (1) 以外の品目	16項(1): 特定品目	16項(2): (1) 以外の品目	16項(1): 特定品目	16項(2): (1) 以外の品目
1. インフォーム要件		● 追加(法48条2項、25条2項等) ※大量破壊兵器も同様		○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし	○ 変更なし
2. 客観要件	(1) 用途要件	-	-	○ 変更なし	○ 変更なし	● 追加	-
	○おそれ貨物 34品目	-	-	○ ※16項(1)品目と重複排除		-	-
	(2) 需要者要件	-	-	● 追加(全品目) ※ユーザーリスト以外の需要者も対象		● 追加 ※ユーザーリスト 以外の需要者も 対象	-
	○外国ユーザー リスト	-	-	● 追加		● 追加	-
	○明らかガイド ライン	-	-	● 追加		● 追加	-

※グループ A 国のインフォーム要件追加以外は、法48条1項(貨物の輸出)又は25条1項等(技術の提供)に基づく許可。

出典: 補完的輸出規制の見直しについて(令和7年10月)(経済産業省サイト) https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/20250409_catchallshiryou.pdf

3. 同盟国・同志国連携等による輸出管理品目の見直し

2021年6月の産構審安保小委中間報告において、昨今の安全保障環境に対応した機動的かつ柔軟性のある安

⁶ パブリックコメント資料において「ロシアが武器の部品として日本を含む西側企業の製品を使用。ロシアが調達している武器の部品の一部は、輸出管理を厳格に実施しているグループ A 国から調達しているとの報道あり。グループ A 国向けであっても、懸念国に迂回輸出されるおそれがある場合には、経済産業大臣から通知することにより輸出者に対し許可申請を義務づける」と記載。

⁷ CISTEC 解説(2025.3.17) <https://www.cistec.or.jp/service/sankoushin2024/20250317.pdf>

○結果公示(e-Govパブリックコメントサイト2024年10月30日)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000291440>

CISTEC 解説(2025.5.2) <https://www.cistec.or.jp/service/sankoushin2024/20250502.pdf>

⁸ 関連法令改正情報(経済産業省サイト) <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law09-2.html#id06>

Q & A(同サイト) https://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply-01/20251009_catchminaoshi/20251009catchall.html

⁹ 外国ユーザーリスト(2025年9月29日公布)(経済産業省サイト) https://www.meti.go.jp/policy/ampo/20250929_5.pdf

全保障貿易管理を行っていくため、新たな機動的な輸出管理の枠組みを追及していくとの報告¹⁰がなされ、2024年4月に答申された産業構造審議会中間報告の提言において、国際輸出管理レジームの補完的な枠組みとして、①レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による先行的な輸出管理（先行管理）、②技術保有国との協調による先行管理（新興技術等、安全保障上の懸念の高さと緊急性に鑑みて早急な輸出管理の必要が生じたとき）、③技術保有国のうち脅威認識を共有する同盟国・同志国との審査運用面での協調、④レジーム非参加国との連携強化の4つのアプローチ¹¹が示された。

その最初の例として、2024年7月に相補型金属酸化膜半導体集積回路（CMOS）、走査型電子顕微鏡、量子計算機等が追加¹²され、本年11月にも高エントロピー合金の粉末の追加等¹³がされている。これらの2つの改正は、パブリックコメントの結果14によれば、上述①レジームで技術的議論が成熟した品目の同盟国・同志国による先行的な輸出管理（先行管理）とされている。

今後もレジーム合意以外の規制対象品目や技術が追加されていくことが想定される。

4. セキュリティ・クリアランス制度の施行

2022年4月及び5月の経済安全保障推進法の附帯決議や、同年12月に公表された国家安全保障戦略を踏まえ、我が国の情報保全の強化に向け、2023年2月21日に「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」が設置され、2024年1月19日に「最終とりまとめ」¹⁵を公表した。同年1月30日に経済安全保障推進会議（第6回）¹⁶において、「政府が保有する経済安全保障上重要な情報について、既存の情報保全制度である特定秘密保護法はトップ・シークレット/シークレット級のものを保護する制度であることを踏まえ、コンフィデンシャル級のものを保全するための新たな制度を創設」することとされ、同年5月17日、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律が公布され、その後、関係政令等も整備され、本年5月16日に施行された。

国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報を秘密情報（Classified

¹⁰ AI、量子技術などのエマージングテクノロジーや半導体等の基盤技術の軍事転用可能性が高まっていることなどWAにおいて管理すべき品目が多様化している一方で、多数の参加国間の合意形成が困難であるなど、多様化する重要な戦略物質や技術について機動的な輸出管理を実施できないことが課題であり、国際情勢の変化や技術的進歩にレジームはその機能を十分に果たせていない可能性と指摘。他方で、欧米各国ではレジーム規制に加え、独自の管理を実施している中、我が国が採るべき方策は、（独自の措置では各国の独自措置の応酬を招きビジネスの予見可能性の低下を招く可能性などを踏まえ）レジームの枠組みを重視しながら極力独自措置によらない形での機動的な輸出管理の枠組みとして、技術を保有し、政策目的を共有する少数の国が参加する枠組みを、技術分野毎に組成し、共通のルールの下に輸出管理を実施すべきで、我が国として最新の国際動向や技術動向に対応した輸出管理の在り方について少数国の枠組みで先行的に取り組み、その内容をレジームにも提案し、議論を主導していくことが重要と提言されている。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20210610_1.pdf

¹¹ 産構審安保小委中間報告（2024年4月24日）機動的・実効的な輸出管理のための4つのアプローチ（p.12～）

<https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240424004/20240424004-1.pdf>

¹² CISTEC 解説（「貨物等省令」の一部改正案等に対する意見募集について（速報）改訂版 2024年5月10日）

<https://www.cistec.or.jp/service/sankoushin2024/20240426.pdf>

¹³ CISTEC 解説（2025年度定例のリスト改正等について（解説）2025年11月18日）p.63）参照

https://www.cistec.or.jp/export/express/251117/12_kaisetsu.pdf

¹⁴ 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令案等に対する意見募集の結果について（e-Govパブリックコメントサイト 2024年7月8日）p.9参照

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000276681>

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等に対する意見募集について（e-Govパブリックコメントサイト 2025年11月14日）p.1参照 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000302220>

¹⁵ 最終とりまとめ（内閣官房サイト経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議 2024年1月19日）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo_sc/pdf/torimatome.pdf

¹⁶ 経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等の整備に向けて（内閣官房サイト経済安全保障推進会議（第6回）資料1 2024年1月30日）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyo/dai6/siryoul.pdf

Information) に指定し、アクセスする必要がある者（政府職員及び必要に応じ民間企業等の従事者）に対して、政府による調査を実施し（政府が民間企業等に当該情報を提供する場合、民間企業等の保全体制（施設等）の確認（施設クリアランス）も実施。）、当該者の信頼性を確認した上でアクセスを認める制度である。

いわゆる「セキュリティ・クリアランス」について

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、**国家における情報保全措置の一環として、政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者の中で取り扱うとする制度。**
- ①**政府としての重要な情報を指定し、②政府の調査を経て信頼性の確認を受けた者の中で取り扱うという厳格な管理や提供のルールを定めた上で、③漏えいや不正取得に対する罰則を定める**のが通例。
- 我が国では、**セキュリティ・クリアランス制度を規定している法律として、特定秘密保護法と重要経済安保情報保護活用法**がある。

①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



②情報の厳格な管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- ・ 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス（施設・組織の信頼性）

③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則



出典：いわゆる「セキュリティ・クリアランス」について（内閣府サイト）https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/hogokatsuyou/doc/sankou_clearance.pdf

セキュリティ・クリアランス制度の必要性について、安全保障の概念が防衛や外交という伝統的な領域から経済・技術の分野にも拡大し、民生・軍事技術の境目も曖昧となっている中、国家安全保障の情報に関する能力強化の重要性や、情報漏洩リスクへの対応など、我が国の情報保全の強化を図ることが必要の中、（既存の情報保全制度である、特定秘密保護法では保全対象ではない）経済安全保障上重要な情報の保全の強化が必要となっていた。

国際共同研究や政府調達等における場合として、企業からは「自衛隊の装備品とは関係ない国際共同開発において、セキュリティ・クリアランス保有者がいなかったために、秘密指定されていないが管理が必要な情報（いわゆる CUI (Controlled Unclassified Information)）の開示を受けるまでに長い時間を要したにもかかわらず契約に至らなかったことや、最終的に開示を受けることができたが周辺情報だけに留まったこともあった」「宇宙分野の海外政府からの入札に際し、セキュリティ・クリアランスを保有していることが説明会の参加要件になっていたり、商業利用分野であっても CI が含まれているので詳細が分からない等の不利な状況が生じている」などの声が聞かれた（「最終とりまとめ（2024年1月19日）」より）。

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律では、政府が重要インフラ（電力、ガス、水道等）や重要物資（経済安保推進法における特定重要物資等）のサプライチェーンの重要経済基盤に係る外部行為（サイバー攻撃等）に対する保護措置や脆弱性等の情報のうち、非公知なもので、秘匿の必要性があるものを重要経済安保情報と指定し、クリアランスを取得した者に対し、当該情報へのアクセスを認める形である。

5. 対内直接投資管理制度の見直し

本年4月、外為法に基づく対内直接投資管理制度の見直しが行われ、国の安全等を損なうリスクが高いと認められる以下の外国投資について、審査付事前届出の対象等をする改正が行われた¹⁷。

- 外国政府との契約や外国の法令に基づき外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家等（新たに「特定外国投資家¹⁸」及び「特定外国投資家に準ずる者¹⁹」が創設）からの投資
- 特定コア事業者（経済安全保障推進法に基づく特定社会基盤事業者のうち「コア業種²⁰」に属する事業者）への一定の投資

対内直接投資制度について、自民党経済安全保障推進本部が2024年9月3日付の『技術流出防止など経済安全保障上の重要政策に関する提言²¹』において、次のように示されていた。

対内投資審査について、技術流出防止と投資促進のバランスに留意しつつ、国の安全等を損なうリスクが高いと典型的に認められる外国投資について、①投資家の属性、②投資先日本企業の事業の属性の両側面から、事前届出免除制度の利用制限を検討すべきである。その際、国の安全等を損なうリスクが高いとは典型的に認められない外国投資が阻害されないよう、マーケットを含む関係者の意見等も十分に勘案しながら検討を進めるべきである。早急に手当てを行う必要性に鑑み、2024年度中に、必要な政省令改正を含めて見直しを行うこと。

今般の改正では、これまで、事前届出の特例によって届出を要しない外国投資について、国の安全等を損なうリスクが高いと認められる投資行為として、同特例の対象外とし、審査付事前届出の対象とする規制強化である。技術流出の防止は経済安全保障政策や安全保障貿易管理政策において重要な課題である。輸出管理と投資管理は表裏一体であることから、投資管理規制の見直しは意義が大きいものである。

¹⁷ 「対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令」について 関係資料（財務省サイト 2025年4月1日）https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/relateddocument_20250331_1.pdf

¹⁸ 外国政府の情報収集活動の協力義務を負う組織又は個人、これらの者が議決権や株式等の50%以上を占める組織等

¹⁹ 特定外国投資家の要件は満たさないが、情報収集協力義務者が実質的な意思決定を掌握していると認められる者等

²⁰ コア業種とは、指定業種のうち、告示（対内直接投資等に関する命令第三条の二第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件）において国の安全等の観点から指定されている一定の業種（特定業種）を指す。

²¹ 技術流出の防止措置について経済安保本部が提言申し入れ（自民党サイト 2024年9月11日）

<https://www.jimin.jp/news/policy/209004.html>

事前届出免除制度（改正後）

（赤字は今回追加）

上場株の場合		外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者 (新カテゴリー)	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、又は、 特定外国投資家
	非指定業種	規制対象外			
上場株の1%以上の取得の場合に事前届出が必要。	コア以外の 指定業種	従来の免除基準			審査付事前届出 ※免除利用不可
	コア業種	(10%未満) 従来の免除基準 + 乗せ基準	(10%以上) 審査付事前届出 ※免除利用不可	(10%未満) + 更なる乗せ 基準を遵守する 場合、免除利用 可能	
	特定コア事業者 (新カテゴリー)	審査付事前届出 ※免除利用不可			

※非上場株の場合、コア業種に係る株式取得については、従来よりすべての外国投資家に対し事前届出を義務付けている。その他の指定業種に係る株式取得については、上場株の場合と同様、今般改正により、特定外国投資家を事前届出が義務付けられる投資家類型に追加する。

出典：対内直接投資等に関する政令の一部を改正する政令（財務省サイト）

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/relateddocument_20250331_1.pdf

【今後の動向について】

対内直接投資管理制度は2019年に外為法改正が行われ、同改正法の附則において、施行後5年の見直し規定が置かれている。本年5月14日に開催された、関税・外国為替等審議会第13回総会において、見直し規定に言及し、現行制度の施行状況や最近の経済情勢の変化等を踏まえた対内直接投資審査制度等のあり方について諮問された。これを踏まえ、本年6月26日の外国為替等分科会において、議論が開始され、主に以下のような議論がなされている。報道²²によれば、財務省の幹部は11月5日、ブルームバーグ主催のイベントで改正外為法の見直し規定に言及して「必要と判断されれば、次期通常国会で関連法案が提出される可能性がある」としている。

また、2025年10月の自民党と日本維新の会の連立政権合意書²³において、「26年の通常国会で対日外国投資委員会（日本版CFIUS）の創設を目指す」とされており、報道によれば、外為法の改正が念頭に置かれている。

①リスク軽減措置

事前届出の審査の過程で事実関係等の確認を行う中で、外国投資家が国の安全等のリスクを軽減するための措置（主に内容は、外国投資家が外国政府等の影響を受けて投資対象事業の遂行に関与しないことなど、経営関与の方法について確認）として、投資の実行そのものを認めつつ、国の安全等のリスクに対応する方策として重要なものとなっている。他方で、課題として、現状の運用は届出書の記載事項中「経営関与の方法」等の

²² 政府、対日投資の審査制度を一部見直しへ 外為法の再改正も（ロイター2025年11月7日）
<https://jp.reuters.com/markets/japan/3HVTDGTKZVOGRKWUUMGKKX2MA4-2025-11-07/>

²³ 自由民主党・日本維新の会 連立合意書（自民党サイト）
<https://storage2.jimin.jp/pdf/news/information/211626.pdf>

項目に記載しており、(現行法令上) その位置付けが明確ではなく、投資実行後に記載内容に事情の変更が生じた場合の手続等についても明確ではないといったことがある。欧米等においては、リスク軽減措置の取扱いが整備されている例も多く、リスク軽減措置を条件として命ずることが可能であることや、当局と取引の当事者との間でリスク軽減措置に合意することなどが可能となっている。

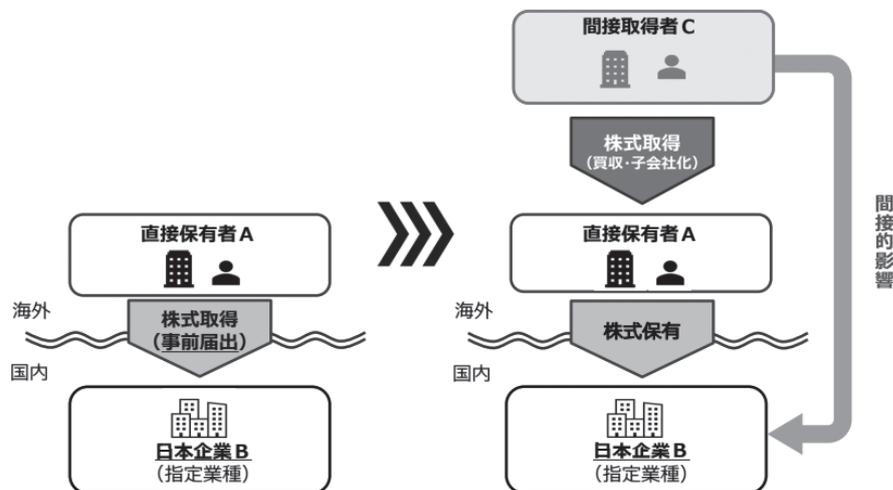
我が国においても、これらの届出内容や手続の明確化や、投資実行後における内容変更の際の届出の義務付け、リスク軽減措置を講ずることを勧告・命令することができることを明確化してはどうかといった議論がなされている。

②間接投資

事前届出を行った外国投資家が事後的に別の外国投資家に買収されることで、我が国企業の株式を間接的に取得することとなる間接投資について、例えば、機微技術を保有する我が国企業を外国投資家（直接保有者）が子会社化する場合や、機微技術を保有する我が国企業の株式を、それぞれ少ない割合で保有している多数の外国投資家（直接保有者）をリスクが高い外国投資家（間接取得者）が買収することにより、合計としては高い持株比率で本邦企業の株式を保有することとなる場合に審査を行うことができないなどの課題が存在。他方で、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ等においては、間接投資に対し審査を行うことができる制度が整備されている。

最終親会社等の変更など間接的な投資について

- 事前届出を行った外国投資家（下図A）が事後的に別の外国投資家（下図C）に買収された場合等においては、本邦企業の株式を間接的に取得することになる一方で、現行制度上は事前届出や審査の対象とはなっていない。
- 主要国では、こうした間接的な株式・議決権の取得も届出や審査の対象に含む制度が多く見られる。



出典：関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（2025年10月31日）配布資料
 (財務省サイト) https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/20251031-5.pdf

十数年前に、日本の金型業界のトップ企業が外国企業に買収された後、当該外国企業が更に第三国の企業に買収されたことによって、第三国の金型技術が飛躍的に向上したと言われ、当時業界の危機感が高まったこともあった。こうした事は他の重要分野においても生じることが考えられ、以前より法曹界からは、世界的には間接投資に対する規制があるのが一般的とされ、外為法の対外取引規制の枠組みの中で対応する余地もあるとの指摘もなされていた。

今般の議論において、こうした間接投資についても、対内直接投資等の対象として、例えば、間接取得者が、本邦企業の株式・議決権を保有する直接保有者の議決権を新たに50%以上保有することとなる議決権の取得

や、間接取得者の関係者が、直接保有者の役員の過半数を占める行為のようなものを追加してはどうか示されている（直接保有者がどの程度本邦企業の株式・議決権を有している場合に、間接取得者に届出を義務付けるかについては、健全な投資促進に配慮しつつ、間接取得者のリスク属性に応じた取扱い（審査の必要性が高い投資家（＝事前届出免除制度利用不可の投資家）、一般投資家）としてはどうかの課題も提起²⁴。）。

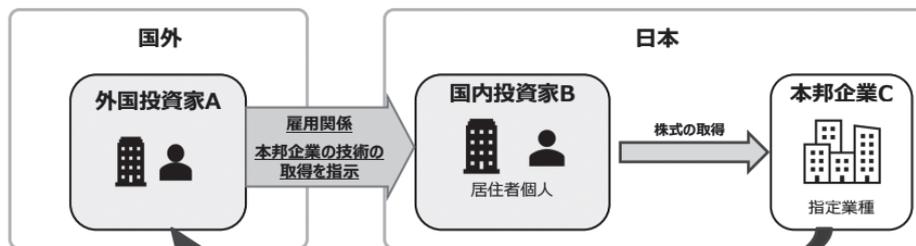
他方で、間接取得者による直接保有者の株式・議決権の取得等は、原則国外（域外）で行われる行為であることから、執行可能性への留意や、どのような根拠で日本法の適用対象にするか慎重な検討が必要な点なども指摘されている。

③外国投資家の範囲に関する論点

現行制度上、本邦企業であっても、以下のような場合は事前届出義務が課されている。こうした基準に該当しない国内投資家については、対内直接投資審査に関する規制の対象ではなく、他方で外国政府等、国の安全に係るリスクが高い非居住者の支配・影響下において投資活動を行うような事例がないか懸念が示されている。

- ・居住者外国投資家（外国法人が議決権の50%以上を保有している等の場合）としての指定業種への投資
- ・本邦企業や居住者を含む外国投資家以外の者が、「外国投資家（非居住者等）のために」行う（＝外国投資家の計算において²⁵行う）指定業種への投資

考えられるケースとして、外国投資家に雇用されている居住者が、外国投資家の指示を受け、指定業種を営む本邦企業が有している技術を外国投資家に提供することを目的として、居住者の名義で当該本邦企業の株式を取得する場合が挙げられている。



本邦企業Cの技術を、外国投資家Aに提供することを目的に株式を取得

出典：関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（2025年12月12日）配布資料（財務省サイト）https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251212_4.pdf

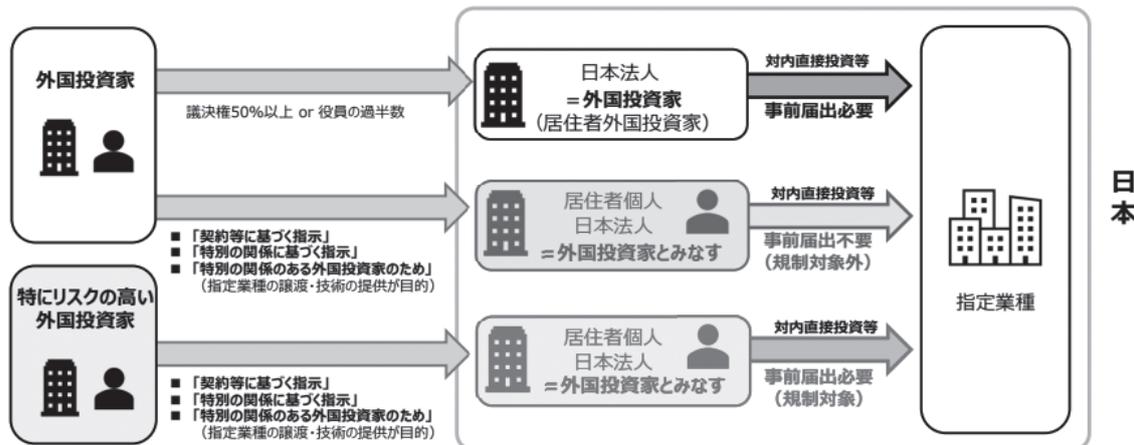
外国投資家とみなす基準の見直しとして、外国投資家の支配・影響下（特にリスクの高い外国投資家（事前届出免除制度を利用できない外国投資家）の支配・影響下）において、以下のような実質的に一体となって投資を行っている場合には、外国投資家とみなすこととしてはどうか示されている。

- ・外国投資家との契約等に基づく投資に関する指示があるとき
- ・外国投資家と特別の関係にある者に対して、当該外国投資家の投資に関する指示があるとき
- ・外国投資家と特別の関係にある者が、当該外国投資家に対して、指定業種の事業を譲渡・技術を提供することを目的とするとき

²⁴ 関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（2025年11月20日）配布資料（財務省サイト）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251120-4.pdf

²⁵ 外国投資家が国内の者に運用を委託すること等を通じ、株式取得等による経済的な利益が外国投資家に帰属していることを意味する。



出典：関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（2025年12月12日）配布資料（財務省サイト）https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251212_4.pdf

④非指定業種に関する対応

非指定業種への投資については、株式・議決権取得比率が10%以上となる場合に事後報告を必要としている一方、（事後報告にとどまり）須く事前届出の対象とはなっていない。今般の議論では、国の安全に係るリスクが顕在化するという場合に、非指定であっても事後的に対応を行えるようにすることが必要ではないかという問題提起がなされている。他国では、事前届出の対象外であっても政府が国の安全保障上必要があれば事後的に介入し、必要に応じて株式売却命令などを行うことができる制度が整備されている点が指摘されている。

本議論では国際約束との整合性の確保や、経済活動の自由に対して国家が事後的に関与することによる投資財産の安定性の確保のバランスをどのように取るかということの配慮が必要との指摘がなされており、見直しの方向性として、特にリスクの高い投資家（事前届出免除制度を利用できない外国投資家）による株式・議決権の10%以上の取得等の非指定業種への対内直接投資等（一定の遡及可能期間を設けるか）について、国の安全に係るリスクが顕在化した場合に報告を求めることとし、報告に基づき、国の安全を損なうおそれが認められる場合には、リスク軽減措置や株式の処分等の必要な措置の勧告・命令（既に保有する株式・議決権に基づく事業の廃止提案のような緊急に対応が必要な場合は勧告を経ることなく命令を可能とするか）ができることとしてはどうかなどが示されている。

審議会では、事務局より、パンデミック発生時のマスクなど、何かしらの有事の場合に生活用品も重要物資になるとされ、そういった事情の変化に対応できるように外為法令の対象にするというケースも考えられるのではないかと説明がなされている。

非指定業種への投資に関する国の安全に係るリスクへの対応②(諸外国の制度比較)

○ 主要国の中には、事前届出義務がない投資について、投資後に必要に応じて介入することのできる制度が設けられている例が存在。

	事前届出義務のない投資への対応
アメリカ	事前届出義務がない投資であっても、国家安全保障上の懸念を生じさせる可能性があるか審査が必要な場合には、取引実行日から原則3年間に限り、情報を提供させ、届出を求めた上で、審査を行うことができる。
イギリス	事前届出義務がない投資であっても、国家安全保障にリスクを生じさせた又は生じさせようものは、取引実行日から5年間（当局が取引を認識した日から6ヶ月以内）に限り、審査を行うことができる。
ドイツ	事前届出義務がない投資であっても、国家安全保障や公共秩序に影響を与える可能性がある場合に、取引実行日から5年間（当局が取引を認識した日から2ヶ月以内）に限り、審査を行うことができる。
カナダ	事前届出義務がない投資であっても、国家安全保障を損なうおそれが認められる場合、取引実行日から5年間に限り、審査を行うことができる。

(注) 各国公表資料等を基に作成。

出典：関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（2025年12月12日）配布資料

（財務省サイト）https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251212_4.pdf

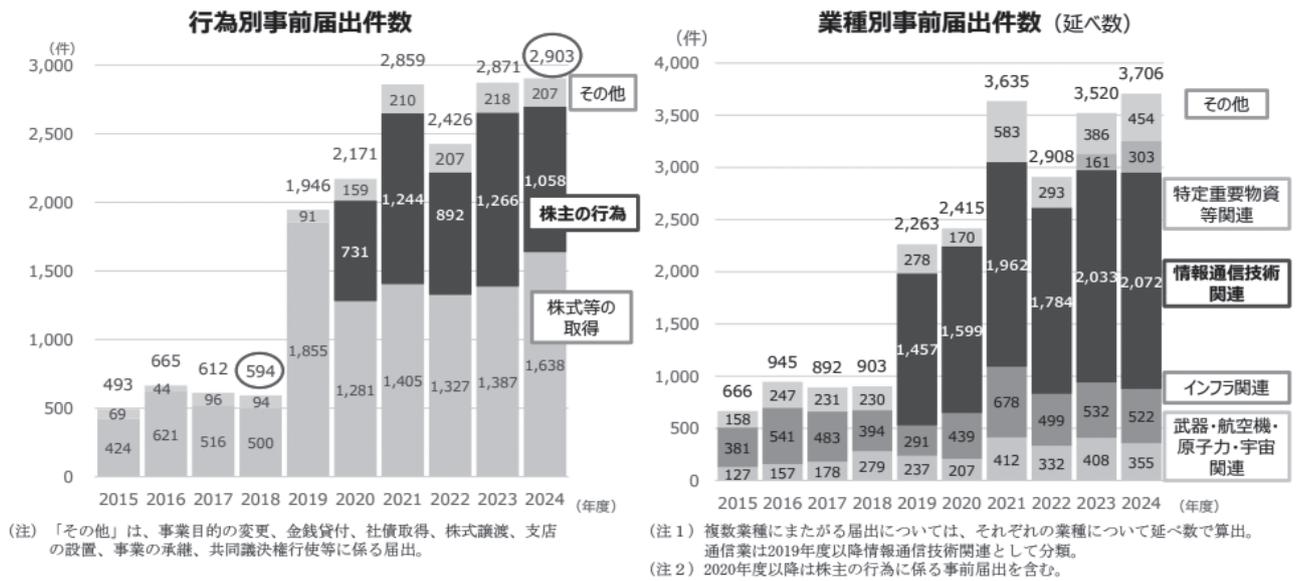
⑤ その他（事前届出対象業種・行為の見直し・対象外国投資家の論点等）

業種別の事前届出件数のうち、情報通信技術関連が最も多く（全体の半数以上（2024年度））、行為別の事前届出件数では役員選任の同意をはじめとする株主の行為が「株式等の取得」に次いで多い状況（同年度）となっている。このような状況を含め、事前届出対象の業種・行為について、リスクに応じたメリハリ付けの見直しの検討が行われている。

本議論では、役員選任に係る届出のうち、一例として、同じ候補者の再任議案については、その候補者の属性が外国政府関係者に該当してしまった場合などの変更がない場合に限り緩和等が考えられ、情報通信技術関連では、サイバーセキュリティや機微的なデータの保護に関連しないソフトウェアの代理業務やローカライズ作業を中心とした情報処理サービス業などについてメリハリをつけるという観点から審査の対象外する方向で整理すべき、AIやクラウドの技術の発展も背景にデータのアクセス性や脅威点が安保上のリスクを生むケースが増えており、日本の対内直投審査制度において明示的に重要なデータも保護対象とするということも考えられるのではないかなどの意見があった。

見直しの方向性として以下が示されている。

- ・役員選任のうち、再任に係るもので特段の事情の変更がない場合には届出を不要としてはどうか。
- ・情報通信技術関連業種について、サイバーセキュリティ対策等の観点から必要が認められるものに限定されているか精査の上で対象を限定してはどうか。
- ・重要な技術や情報を保有している本邦企業への投資が事前届出の対象となっているか精査すべきではないか。その際、業種区分のみならず、経済安全保障に係る他法令の取組との整合性にも留意すべきではないか。



出典：関税・外国為替等審議会 外国為替等分科会（2025年11月20日）配布資料（財務省サイト）https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/proceedings/material/20251120-4.pdf

その他、投資先の事業がエネルギー事業など日本の安全に関わる事業である場合には、仮に投資元が外為法上の「外国金融機関」に該当する場合であっても、事前届出の対象とする必要があり得るのではないかと。「外国金融機関」という定義には、（銀行や証券会社等に限らず）例えばアクティビスト、これは米国の投資助言業のライセンスを取得等していれば、この「外国金融機関」という日本の外為法上の定義に当たるといったパブコメもあり、外国金融機関による投資であれば、常に包括免除対象となり最低限の条件さえ満たせば事前審査なく、保有割合の上限もなく株式保有できてしまうという建付けは、昨今の地政学的リスクの増加に照らし、わが国のエネルギー安全保障及び経済安全保障にとって非常に危険な面があるのではないかとという意見もあった。

6. 経済安全保障推進法関連

2025年には経済安全保障推進法では、2024年12月の経済安全保障法制に関する有識者会議等を踏まえ、以下の①GOCO（国有施設民間操業）スキームの実施の導入や、②特定重要物資の支援対象の拡充などが行われた。

① GOCO（国有施設民間操業）スキームの導入

経済安全保障推進法第44条では、特定重要物資について民間事業者等への支援措置では安定供給確保を図ることが困難であるとき、安定供給確保のための特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資として指定することができ、その物資又はその生産に必要な原材料等について、**国は備蓄その他の必要な措置を講ずること**とされている。

2024年12月、経済安全保障法制に関する有識者会議において、同条に基づく措置の一つとして、民間ベースでの安定供給確保が困難な状況が解消されるまでの間、政府が施設（工場、設備等）を取得・保有し、物資の生産や施設の管理を国の事業として民間事業者へ委託できるGOCO（Government-Owned, Contractor-Operated）の導入の検討が行われた。

経済安保推進法におけるGOCO(国有施設民間操業) スキーム

- 経済安保推進法では、**民間事業者支援では特定重要物資の安定供給確保を図ることが困難であるときは**、主務大臣は「**特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資**」として指定した上、「**備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置**」を講ずることができる旨規定している（第44条）。
- この措置として、**GOCO** (Government-Owned, Contractor-Operated)、すなわち民間ベースでの安定供給確保が困難な状況が解消されるまでの間、**政府が施設(工場、設備等)を取得・保有し、物資の生産や施設の管理を、国の事業として民間事業者に委託**することが可能（第45条）。
- GOCOの実施に当たっては、以下の改正等が必要となる。
 - ① **安定供給確保基本指針**（第6条、閣議決定）
 - ② **政省令**（第45条・政令は閣議決定、省令は主務大臣決裁）
 - ③ **個別の特定重要物資に係る安定供給確保取組方針**（第8条・主務大臣決裁）

<スキームイメージ>



※ 指定の要件（現行『特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針』）

- (1) 当面の間、民間事業者等による安定供給確保に向けた取組の実施が想定されず、特定重要物資の安定供給確保が困難と認められること
- (2) 法44条6項に規定する「必要な措置」*の実施を通じて、当該特定重要物資の安定供給確保のための取組を図ることが特に必要と認められること
- (3) 民間事業者等が法44条6項に規定する措置*を行うおとすることがその経済性に照らし困難と判断されること

* 「備蓄その他の安定供給確保のために必要な措置」

出典：経済安全保障法制に関する有識者会議（2024年12月24日）配布資料（内閣官房サイト）https://www.cas.go.jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r6_dai11/siryou3-1.pdf

GOCOの必要性として、資料中には以下の仮想ケースなどが挙げられている。

- ・ 諸外国による**輸出禁止措置**により、**原材料の供給が途絶され**調達先の切替えに時間を要するなど**民間企業が一定期間、稼働停止を余儀なくされ**、経営判断として生産設備を処分せざるを得ない状況において、代わりに国が工場を一時的に所有しなければ生産能力が不可逆的に失われてしまう場合
- ・ 契約に基づく指揮命令等を通じて他国の影響を受けた日本企業が、日本の不可欠性技術の獲得を企図して、その技術を保有する（別の）日本企業の買収を働きかけており、当該技術の根幹をなす設備を国が代わりに取得しなければ技術流出を招くおそれがある場合

これまでの検討会合などの議論含め、本件に関して、国の措置を整備しておくことは**経済的威圧に対する我が国のレジリエンスを上げるという点で重要、特定国が輸出規制を取った場合にその影響を減ずる**という意味で我が国がこういった仕組みを持つておくことは重要など賛成の声が多い一方で、留意点として、国自らが行う措置は基本的に抑制的に発動することが前提で、その適用には抑制的であるべきとの意見などもあった。

こうした議論を踏まえ、2025年2月に関連法令や同法に基づく基本指針²⁶が閣議決定された。

2025年10月の自民党と日本維新の会の連立政権合意書において、「防衛生産・技術基盤を強化する観点から、…防衛産業に係る国営工場及び国有施設民間操業（GOCO: Government Owned, Contractor Operated）に関する施

²⁶ 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和7年2月14日一部変更）（内閣府サイト）https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/doc/kihonsishin1.pdf#page=25

- ・ サプライチェーンは民間事業者等による自由な経済活動の中で形成されてきたものであることに鑑み政府は過度に介入しないよう留意する、
- ・ 措置対象の状況は、各種支援の状況等や原因事象の態様を総合的に考慮し、市場構造に照らして、物資の生産等の事業を営利事業として継続的に実施することが困難と認められる場合に限定する、
- ・ (民間企業が) 当該施設を目的外の用に供している期間においても、特定重要物資の安定供給のための業務を実施する必要がある場合には、物資所管大臣との契約に基づき、当該業務を優先する、が記載されている。

策を推進する」とされている。

②特定重要物資の取組対象範囲の拡充

2025年6月に安定供給確保取組方針が改定され、永久磁石、半導体、重要鉱物、先端電子部品の既特定重要物資の取組対象行為等が拡充されている。

- ・＜永久磁石＞磁石とEV駆動用モーターの一体開発を取組対象に追加
- ・＜半導体＞半導体原料の蛍石のリサイクル対象範囲の拡大、従来型半導体の認定要件の見直し
- ・＜重要鉱物＞半導体等の原材料となるタンゲステン・フッ素を施策の対象に追加
- ・＜先端電子部品＞代替調達や調達元の複線化の実施を認定要件に追加

【今後の動向について】

経済安全保障法制に関する有識者会議等を踏まえ、特定重要物資の追加や既指定物資の対象範囲の拡大等の検討がなされている。総合経済対策²⁷（2025年11月21日閣議決定）では、「船体（造船）、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品、人工呼吸器、磁気センサーについて、経済安全保障推進法上の「特定重要物資」に指定するとともに、既に指定されている重要鉱物の範囲を拡大し、生産基盤強化・研究開発を支援する」とされている²⁸。

また、同対策において、同法に基づく「役務」に関する措置の導入として、「バルト海等での海底ケーブル切断事案等を踏まえ、海底ケーブルの敷設役務など、重要な物資の供給に不可欠な役務への支援を追加するため、経済安全保障推進法の改正を検討し、今後、海底ケーブルの製造や敷設船について支援を行う。」とされている。

さらに、経済安全保障法制に関する有識者会議では、データセキュリティの検討として、機微な個人データや、重要インフラの一環としてデータセンターやクラウドサービスに関するデータ防護に関する検討が進められている。諸外国の例として、対象データには、ヒトゲノムデータ（100人）、生体識別情報（1千人）、位置情報（1千人）、個人健康データ（1万人）、個人金融データ（1万人）等が紹介されている。

²⁷ 「「強い経済」を実現する総合経済対策」について（令和7年11月21日閣議決定）（内閣府サイト）https://www5.cao.go.jp/keizai1/keizaitaisaku/1121_taisaku.pdf

²⁸ 経済安全保障法制に関する有識者会議サプライチェーン強化に関する検討会合（第4回）（2025年10月29日）資料において、それぞれの物資に関し、詳細が記載されている。https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_zenen_hosyohousei/r7_dai12/shiryos3-2.pdf

5. データセキュリティ

- 国家安全保障戦略（2022年12月16日閣議決定）や、経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）において、「**データ・情報保護について、機微なデータのより適切な管理や情報通信技術サービスの安全性・信頼性確保に向けた更なる対策を講ずる**」こと等が指摘。
- 諸外国においても、**機微な個人データに関する規律**や、重要インフラの一環として**データセンターやクラウドサービスに関する制度**の検討が進められている。

① 米国における機微個人データに関する規律

【米国大統領令14117実施規則】

- 米国人（法人含む）が、特定国や特定国の影響下にある者との間で、**閾値を超える大量の機微個人データ**等へのアクセスを含む特定の取引を行うことを禁止又は制限。

➢ **対象データ** ※括弧内は閾値
 ヒトゲノムデータ（100人）、**生体識別情報**（1千人）、**位置情報**（1千人）、**個人健康データ**（1万人）、**個人金融データ**（1万人）等

➢ **対象取引**
データブローカー取引、ベンダー契約、雇用契約、投資契約

② 諸外国におけるクラウドサービス等に関する規律

米 国 【ICTS規則】

- ✓ 「クラウド・データストレージを含む重要インフラ等の対象分野で必要となる情報通信技術・サービス（ICTS）」に関する取引において、**特定国や特定国の影響下にある者により供給された製品等に安全保障上のリスクがある場合、商務長官が取引の禁止・中止等を指示**することができる。

欧 州

- 【NIS2指令】※EU加盟国に対して国内法制化を要求
- ✓ データセンター・クラウド事業者等の重要セクターの事業者に対して、**事業者登録、サプライチェーン対策を含むリスク管理措置、インシデント報告等**を義務付け。

豪 州

【重要インフラ安全保障（SOCI）法】

- ✓ 重要なデータの保管・処理を行う資産（データセンター・クラウドサービス等）を重要インフラ資産として定義し、これらを有する事業者に対し、**資産登録、サプライチェーン対策を含むリスク管理プログラムの導入、サイバーセキュリティ規制への対応等**を義務付け。

検討課題

- 安全保障上重要なデータとして、**個人に関する機微なデータ**が考えられるが、我が国の外部から行われる行為からこれらのデータを防護するためには、どのような措置が考えられるか。
- **大量のデータの保存・処理を行うデータセンター・クラウドサービスを提供する者**に関し、我が国の外部から行われる行為からデータセンター・クラウド上のデータをどのように防護すべきか。

11

出典：経済安全保障法制に関する有識者会議（2025年11月14日）配布資料（内閣官房サイト）https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/r7_dai12/shiryo1.pdf

その他、報道²⁹によれば、2026年の通常国会で経済安全保障推進法の改正を目指し、政府が新設を目指す経済安保の総合的なシンクタンク（国家安全保障局（NSS）直下で「DIMET」と呼ぶ外交（diplomacy）、情報（intelligence）、防衛（military）、経済（economy）、技術（technology）の専門知識を集約）について「2026年度中に独立行政法人の経済産業研究所（RIETI）に設置する方向で検討を進めている」とされている。

以上

²⁹ 経済安保シンクタンク 26年度中に 小野田氏「経済産業研究所に」（日経 2025年12月15日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA1556X0V11C25A2000000/>